

PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会のテキスト正誤表・追補版

Ver.1(2024年5月9日現在)

◆テキスト正誤表

第1章

科目	頁	誤	正
なし			

第2章

科目	頁	誤	正
3廃棄物処理法におけるPCB廃棄物の収集・運搬	98(34行目)	・・5,000mg/kg以下・・	・・5,000mg/kg(0.5%)(可燃性の汚染物等については100,000mg/kg(10%))以下・・

◆テキスト追補版

1. PCB及びPCB廃棄物に関するトピックス (P11)

年代	トピックス
2022(令和4年)	北海道(室蘭)事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処分期間終了 東京事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処分期間終了 豊田事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処分期間終了 PCB廃棄物処理基本計画の変更(令和4年5月31日) ①高濃度PCB廃棄物について事業終了準備期間も活用し処理を行うこととした。 ②事業終了後に発覚した北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等について大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施することとした。
2023(令和5年)	北海道(室蘭)・東京事業エリアの安定器及び汚染物等の処分期間終了 北海道(室蘭)、東京、豊田事業エリアの変圧器・コンデンサーの特例処分期限日到来
2024(令和6年)	北海道(室蘭)・東京事業エリアの安定器及び汚染物等の特例処分期限日到来

2. 自家用電気工作物の調査手順 (P61)

※2 ニチコン製のコンデンサーについては、平成2(1990)年から平成16(2004)年3月の期間に生産されたものについて、また、東芝製の一部の高圧進相コンデンサーでは平成10(1998)年から平成16(2004)年製で型番がCRTR-のものについてはPCB汚染の可能性があるとされている。

3. 高濃度PCB廃棄物の処分期間等（表 2-3 P74 24行目）

JESCOの処理施設	高濃度PCB 廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	処分期間の末日 (処分期限日)	特例処分 期限日	事業終了 準備期間
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧 器、廃コンデン サー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	2018 (平成30)年 3月31日	2019 (平成31)年 3月31日	2019(平成31)年 4月1日から 2022(令和4)年 3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	2021 (令和3)年 3月31日	2022 (令和4)年 3月31日	2022(令和4)年 4月1日から 2025(令和7)年 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	2022 (令和4)年 3月31日	2023 (令和5)年 3月31日	2023(令和5)年 4月1日から 2026(令和8)年 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県			
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、新潟県、富山県、 石川県、福井県、山梨県、長野県			
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度 PCB廃棄物(安定 器、汚染物等、 3kg未満の廃変圧 器等及びこれらの 保管容器)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、鳥取県、 島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	2021 (令和3)年 3月31日	2022 (令和4)年 3月31日	2022(令和4)年 4月1日から 2024(令和6)年 3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新潟県、 富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県	2023 (令和5)年 3月31日	2024 (令和6)年 3月31日	2024(令和6)年 4月1日から 2026(令和8)年 3月31日まで

※1 上表は施行令別表を基に作成したもの。表中の「特例処分期限日」はPCB処理基本計画で示される「計画的処理完了期限」に相当する。詳しくは P80 を参照。

※2 2022(令和4)年5月31日付けのPCB廃棄物処理基本計画の変更により、

① 高濃度PCB廃棄物について事業終了準備期間(P80の③を参照)も活用し処理を行うこととした。

② 計画的処理完了期限後に発覚した北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等について大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施することとした。

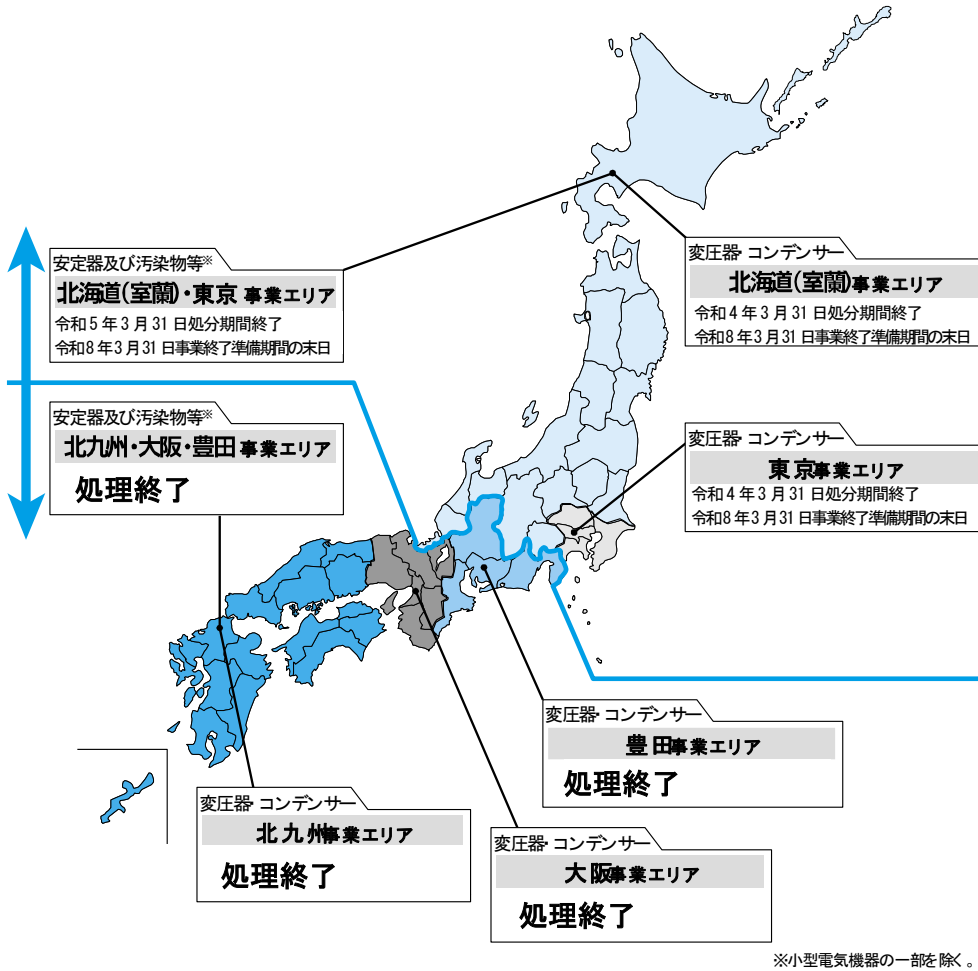
※3 北九州・大阪・豊田事業対象地域の高濃度PCB廃棄物等については、2024(令和6)年3月31日をもって、処理を終了している。

4. 処理費用の助成 (P77 11・12行目)

- ・ 事業終了準備期間においては、中小企業者等の保管するPCB廃棄物の処理費用を44%助成する事業を実施。同期間において収集運搬費用の軽減はなし



5. 各事業別の高濃度PCBの処分期間（図 2-4 P78）



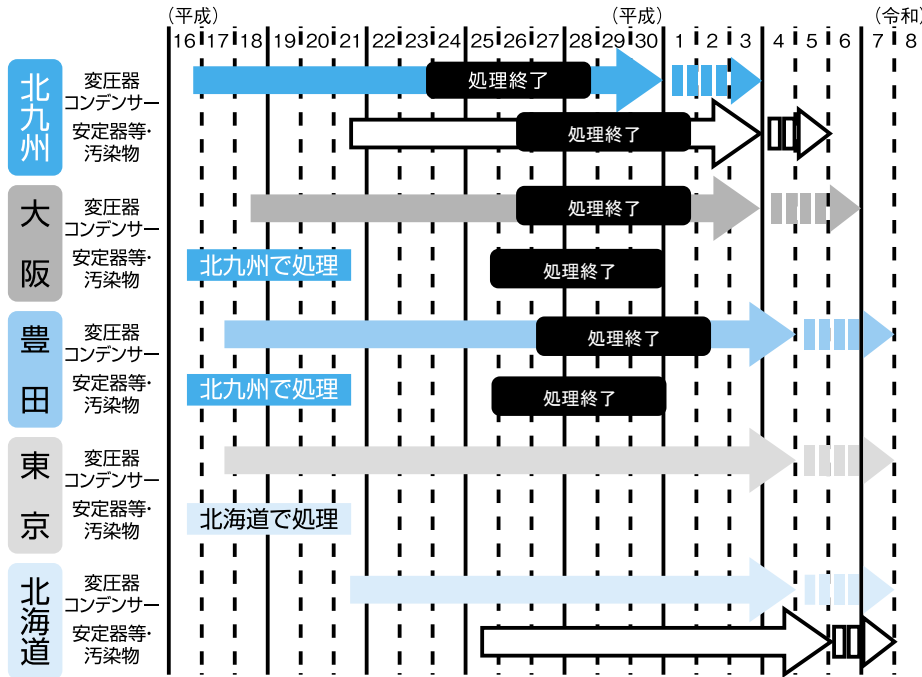
※小型電気機器の一部を除く。

出典：環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び廃棄物の期限内処理に向けて」一部修正
http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9_2311.pdf



- ※1 2022(令和4)年5月31日付けのPCB廃棄物処理基本計画の変更により、
- ① 高濃度PCB廃棄物について事業終了準備期間(P80の③を参照)も活用し処理を行うこととした。
 - ② 計画的処理完了期限(P74表2-3参照)後に発覚した北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等について大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施することとした。
- ※2 北九州・大阪・豊田事業対象地域の高濃度PCB廃棄物等については、2024(令和6)年3月31日をもって、処理を終了している。

6. JESCO への処理委託期限 (図 2-6 P80)



計画的処理完了期限(実線)：エリアごと、廃棄物ごとに、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限。PCB特措法における「特例処分期限日」に相当。「特例処分期限日」の適用を受けない場合は、計画的処理完了期限の1年前まで(PCB特措法における「処分期間」内)に、自ら処分する又は処分を委託しなければならない。

事業終了準備期間(点線)：今後新たに発生する廃棄物の処理や処理に手間がかかる機器の存在等を勘案するとともに、事業終了のための準備を行うことを勘案して設定した期間。計画的処理完了期限の後、「トランス・コンデンサー」で3年間、「安定器等・汚染物」で2年間で事業終了準備期間。

注：北九州・大阪・豊田事業対象地域の高濃度PCB廃棄物等については、2024(令和6)年3月31日をもって、処理を終了している。

また、32行目～37行目を下記のように追記修正する。

- ④ **令和4年5月31日付けのPCB廃棄物処理基本計画の改正**により以下のとおり処理が行われることとなった。
- i **高濃度PCB廃棄物について事業終了準備期間(図 2-6 の点線)も活用し処理を行うこととした。**
 - ii **計画的処理完了期限後に発覚した北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等について大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施することとした。**

7. 低濃度PCB廃棄物に係る処理施設の状況 (表 2-6 P84～)

低濃度PCB廃棄物の処理施設の最新の情報は環境省ホームページにて確認

「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>



8. 法改正等（資料編 P179～）

○環境省令第20号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

○環境省告示第40号

ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示

改正の概要：

PCB除去方法としてCDP洗浄法を新たに追加(告示改正)した上で、現行の低濃度PCB廃棄物(廃油)の該当基準(省令第2条)が0.5mg/kg以下であることを踏まえ、省令第5条を改正し、該当基準を0.3mg/kgから0.5mg/kg以下に改める。

施行：令和6年4月19日公布(同日施行)

https://www.env.go.jp/press/press_03071.html



9. その他関連情報

◆環境省

「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」

http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/index.html



◆経済産業省

「PCB機器の処理促進について」

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index2_2.html

